

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成23年5月12日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆東日本大震災関連通知の出状について◆

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等が施行されたところですが、これを受け、厚生労働省より関連通知が出状されました。

出状された通知

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について（平成23年5月2日 保発0502第8号、年発0502第4号、雇児発0502第4号）

⇒保険局長、年金局長および雇用均等・児童家庭局長より地方厚生（支）局長宛、厚生年金保険等の特例措置の内容について通知したものを。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う厚生年金基金の標準給与の月額改定及び掛金等の免除の特例の事務処理等について（平成23年5月11日 年企発0511第1号）

⇒年金局企業年金国民年金基金課長より地方厚生（支）局保険年金（年金）課長宛、厚生年金基金の標準給与の月額改定及び掛金等の免除の特例に係る取扱いの細部について通知したものを。



通知の概要

○局長通知（企業年金関係）

・標準報酬の改定の特例

特定被災区域の適用事業所に使用される被保険者の報酬の額が著しく低下した場合、低下した月より標準報酬月額を改定することができることとなったが、この場合の「著しい低下」とは、低下前の標準報酬月額等級と低下後の標準報酬月額等級の間に2等級以上の差を生じた場合であるとされた。

また、被保険者が厚生年金基金の加入員である場合、標準給与月額の改定も同様であるとされた。

・保険料の免除の特例

特定被災区域の適用事業所に使用される被保険者の報酬の支払いに著しい支障が生じている場合、事業主は申請により保険料を免除されることとなったが、この場合の「著しい支障」とは、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていない等の場合であるとされた。

なお、保険料を免除された適用事業所が厚生年金基金の設立事業所である場合、厚生年金基金への申出により事業主は掛金のうち免除保険料相当額を免除される。

・死亡に係る給付の支給の特例

東日本大震災により行方不明となり3ヶ月間、生死が分からない等の場合、厚生年金保険法、国民年金法、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の死亡に係る給付に関する規定の適用については、その者は死亡したものとすることとなったが、「死亡に係る給付」とは、以下の給付をいうものであるとされた。

厚生年金保険法	未支給の保険給付 遺族厚生年金 厚生年金基金が支給する遺族年金、遺族一時金
国民年金法	未支給の給付 遺族基礎年金 寡婦年金 死亡一時金 国民年金基金が支給する遺族一時金等
確定給付企業年金法	遺族給付金
確定拠出年金法	死亡一時金



○課長通知

・基金の標準給与の月額の設定

設立事業所の事業主が加入員の標準給与の月額を設定する場合、次の事項を記載した届書の提出が必要であるとされた。

氏名及び性別

加入員番号

報酬の月額

なお、基金が上記の届出により標準給与の月額を設定した場合、これを事業主に通知し、事業主は加入員に通知する必要があるとされた。

・基金の掛金又は徴収金の免除

加入員が複数の事業所に使用されている場合、免除保険料相当額に、次の比率を乗じた額が掛金より免除されることとされた。

設立事業所で受ける給与の額 / 給与の総額

(1 設立事業所と設立事業所以外の事業所に同時に使用される場合の例)

また、加入員が複数の事業所に使用されている場合に徴収金より免除される額の計算方法についても定められた。

・掛金又は徴収金の免除の申出の手続き

掛金又は徴収金の免除のために、事業主は、次の事項を記載した申出書に厚生年金保険の保険料を免除されたことを明らかにできる書類を添えて提出することとされた。

事業所の名称及び所在地

厚生年金保険の保険料免除期間が開始した年月

なお、基金が上記の申出により掛金又は徴収金の免除を行った場合、これを事業主に通知し、事業主は加入員に通知する必要があるとされた。

・規約変更

標準給与の設定、掛金等の免除を行うに当たっては規約変更が必要であるとされた。

なお、規約変更は、理事長専決で差し支えなく、認可申請は不要(届出が必要)とされた。

・最低責任準備金の算出方法

掛金又は徴収金の免除を行った場合、当該免除された額は、最低責任準備金の「転がし計算」の際に、加算すべき免除保険料より控除されることが明確にされた。

以上

